

雨水貯留浸透施設整備計画の認定について

令和6年1月31日
大和川流域水害対策協議会

雨水貯留浸透施設整備計画の認定と 雨水貯留浸透施設の設置に要する民間事業者支援について

1. 雨水貯留浸透施設整備計画の認定について

- 河川整備のみでは浸水被害の防止が困難な特定都市河川流域においては、流域のあらゆる関係者が一体となって雨水の河川への流出を抑制する効果のある雨水貯留浸透施設の整備を促進することにより、浸水被害の防止・軽減を図る必要
- 特定都市河川法改正により、特定都市河川流域における民間事業者等による雨水貯留浸透施設の設置及び管理を促進するため、民間事業者等が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画の認定制度が創設(法第11条)
- 民間事業者等による自主的な取組を積極的に誘導・後押しし、浸水被害の防止・軽減を図る

民間事業者から計画の認定申請があり、認定基準に適合する場合には、特定都市河川浸水被害対策法第12条に基づき、奈良県又は奈良市が計画の認定を行うことを検討

【雨水貯留浸透施設整備計画の認定を行うメリット】

流域のメリット	民間事業者のメリット
◎ 民間事業者による貯留対策の推進(浸水被害の軽減)	◎ 特定都市河川浸水被害対策法等に基づく支援制度(国、都道府県、市町村) ※都道府県の補助要綱策定や市町村条例の改正が必要
	◎ 企業の社会貢献 等

【国の認定基準の考え方】 ※各項目の詳細は今後検討

以下の(1)~(5)のすべてを満たす場合に認定する。

- (1) 雨水貯留浸透施設の規模 【法第12条第1項/施行規則第8条】
 - 雨水貯留浸透施設の総貯留量から法第30条に規定する雨水浸透阻害行為の対策工事により確保すべき貯留量を除いた貯留量の規模が30m³以上であること
- (2) 雨水貯留浸透施設の構造及び設備の基準 【法第12条第2項/施行規則第9条】
 - 堅固で耐久性を有する構造であること
 - 機能を維持するために必要となる排水その他必要となる設備が設けられていること
- (3) 資金計画 【法第12条第3項】
- (4) 雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準 【法第12条第4項/施行規則第10条】
- (5) 雨水貯留浸透施設の管理の期間 【法第12条第5項/施行規則第11条】
 - 調整池の管理期間が10年以上であること

2. 雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の民間事業者への支援について

法第16条に基づき、認定事業者に対し国と都道府県知事は予算の範囲内において、雨水貯留浸透施設整備費用の一部を補助することができる

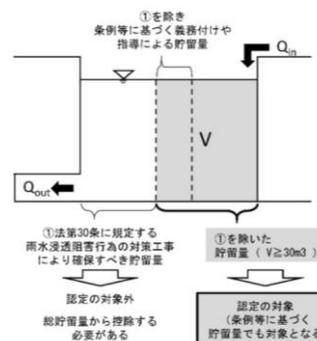
【国の補助基準の考え方】

- ① 特定都市河川流域内において認定された雨水貯留浸透施設の整備であること
- ② 概ね10年以内に整備が完了する見込みであること
- ③ 設置に要する費用のうち、総貯留量から対策工事により確保すべき貯留量を除いた貯留量分の費用について、予算の範囲内において国は1/2、都道府県等は概ね1/4を補助(指定区間内においては、都道府県等が補助を行う場合に限る)

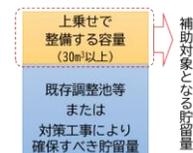
認定基準と補助制度のイメージ

<認定基準>

- 開発等による場合は、対策工事により確保すべき貯留量よりも30m³以上大きい貯留量を確保すること
- 雨水貯留浸透施設の構造及び設備の基準に合致すること 等



<補助対象となる貯留量>



※認定計画に係る一の施設の貯留量が300m³未満であっても、二以上の認定計画に係る施設を兼ねて事業計画上の合計貯留量が300m³以上となる場合も補助対象となる

<補助の割合と事業者負担>



※県で補助を行う場合は、1件当たり上限を設けることを検討

解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドラインより抜粋